

設立に関する申し合わせ

本会の設立に当たり、会則および役員決定方法その他について、次のように申し合わせる。

- (1) 本会会則等は平成5年（1993年）3月31日に開催される設立総会において出席者の過半数の賛成により決定される。
- (2) 第1回の理事の選出は、設立幹事（旧実験動物懇話会役員）の推薦により設立総会において行う。
- (3) 実験動物懇話会は本会の設立と同時に解消し、本会がその役員及び資産を受け継ぐものとする。
- (4) 本会設立以降に新たに入会する場合は、平成5年6月30日までは会則第4条2項に基づく2名の推薦人を必要としない。